



発行 東京都

目次

22

規程（水）

- 東京都水道局分課規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局水運用規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都水道局事業所等の庁舎の防火・防災管理に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都水道局図書取扱規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の名簿に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の出勤記録の整理に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都水道局職員研修規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局職員の特種勤務手当に関する規程の一部を改正する規程……………五
- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都水道局工事施行規程の一部を改正する規程……………八

規程（水）

- 東京都水道局村山・山口ダム管理規程の一部を改正する規程……………八
- 東京都水道局小作取水せき及び羽村取水せき管理規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都水道局調布防潮せき管理規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程……………一〇

●東京都水道局管理規程第十五号

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局分課規程の一部を改正する規程

東京都水道局分課規程（昭和二十七年東京都水道局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表二総務部の項中「海外事業推進担当課長」を「国際施策推進担当課長」に改める。
別表三貯水池管理事務所の項中「貯水池管理事務所」を「取水管理事務所及び貯水池管理事務所」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局水運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局水運用規程の一部を改正する規程

東京都水道局水運用規程（昭和五十五年東京都水道局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「浄水場」の下に、「取水管理事務所」を加える。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十七号

東京都水道局事業所等の庁舎の防火・防災管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局事業所等の庁舎の防火・防災管理に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局事業所等の庁舎の防火・防災管理に関する規程（昭和四十一年東京都水道局管理規程第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「浄水場」の下に「、取水管理事務所」を加え、「並びに多摩水道秋留台庁舎」を削る。

第三条第六項中「並びに多摩水道秋留台庁舎」を削る。

第四条第一項中「、多摩水道秋留台庁舎にあつては局長が指名する者を」を削る。

第五条第一項中「庶務担当係長」を「庶務担当課長代理」に改め、「、多摩水道秋留台庁舎にあつては局長が指名する者を」を削る。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十八号

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

東京都水道局自家用電気工作物保安規程（平成七年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別区中「浄水設備係長」や「課長代理（浄水設備係長）」及び「設備管理担当係長」

を「課長代理（設備管理担当）」及び「設備管理係長、安全管理係長、配水設備係長及び給水管理所長」や「課長代理（設備管理係長）、課長代理（安全管理係長）、課長代理（配水設備係長）及び課長代理（給水管理所長）」及び「設備担当係長」や「課長代理（電機工事係長）」及び「課長代理（電機工事係長）」及び「設備管理係長又は設備管理第二係長」や「課長代理（設備管理係長）」及び「設備管理係長（施設管理担当者）」や「課長代理（設備管理係長）（施設管理担当者）」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第十九号

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局庁内管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局庁内管理規程（昭和五十年東京都水道局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号中「**係長**」を「**課長代理**」に改める。

附則

1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局庁内管理規程別記様式第五号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第二十号

東京都水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

別記様式第七号中

第Ⅰ項

第Ⅱ項

を

課長代理

吉田

に改める。

附則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局文書管理規程別記様式第五号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第二十一号

東京都水道局図書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局図書取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局図書取扱規程（平成十二年東京都水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「図書類の購入基準」の下に「（次項において「基準」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、基準により難い特別の事情があるときは、必要な範囲内において図書類を購入することができる。

別記第一号様式中

第Ⅰ項
第Ⅱ項

を

課長代理
吉田

に

改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十二号

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の職名に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の職名に関する規程（昭和四十六年東京都水道局管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（臨時任用の職員）」を「のうち、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三条第二項に規定する一般職の職員（臨時的任用職員（法第二十二条第二項の規定に基づき臨時的に任用される職員をいう。）及び一般職非常勤職員（法第十七条の規定に基づき任用される非常勤の職員をいう。））」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十三号

東京都水道局職員の出勤記録の整理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の出勤記録の整理に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の出勤記録の整理に関する規程（昭和四十一年東京都水道局管理規程第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「浄水場」の下に「、取水管理事務所」を加える。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十四号

東京都水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する規程
東京都水道局職員の職務発明等に関する規程（昭和六十年東京都水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「貯水池管理事務所」を「取水管理事務所及び貯水池管理事務所」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十五号

東京都水道局職員研修規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員研修規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員研修規程（昭和五十二年東京都水道局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「浄水場」の下に、「取水管理事務所」を加える。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十六号

東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和二十八年東京都水道局管理規程

第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一 三の部のイの項中「羽村取水所」を「羽村取水管理事務所」に改める。
別表第一の二 2の項中「収納業務担当係長」を「課長代理（収納業務担当）」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第二十七号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 取水管理事務所

第二百五十七条の二第一項中「十二月」を「九月」に、「千分の十五」を「百分の一」に改める。

別記附属様式目次中「第97号様式 延滞違約金計算書（第249条関係）」を「第97号様式 監査」に改める。

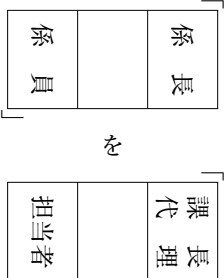
別記第十一号様式中

係長 係長 係長

課長代理 担当者

「を」を「監」に、「ヨロ」を「横」に改める。

別記第二十八号様式（その一）中



注 この様式は、

別記第四十八号様式の三中
 「係長」を「課長代理」に改める。

別記第四十八号様式の四中
 「係長」を「課長代理」に、「清算します」を「清算します。」に改める。

別記第九十号様式の四中
 「係長 係員」を「課長代理 担当者」に

注 この様式は、B列4判とする。

を「
 (日本工業規格B
 列4番)」に改める。

別記第九十七号様式を次のように改める。

第97号様式 削除

別記第九十八号様式及び第九十八号様式の三中

「係長」を「課長代理」に改める。

別記第九十八号様式及び第九十八号様式の三中

「課(所場)長 係長」を「課(所・場)長 課長代理」に改める。

別記第九十七号様式中

「課(所場)長 係長」を「課(所場)長 係長」に改める。

別記第九十七号様式中

別記第九十八号様式中
 「課(所場)長 係長」を「課(所場)長 係長」に改める。

「課(所・場)長 課長代理」に改める。

別記第九十号様式中
 「係長」を「課長代理」に、「課(所場)長」を「課(所・場)長」に改める。

附則

- この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規程による改正後の東京都水道局財務規程第二百五十七条の二第一項の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。
- この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程の様式(この規程により改正されたものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第二十八号

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永
 東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程(昭和三十六年東京都水道局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中
 「係員印」を「担当者印」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局指定金融機関事務取扱規程別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第二十九号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程（平成十年東京都水道局管理規程第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第一片）中



附 則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第三十号

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局固定資産規程の一部を改正する規程

東京都水道局固定資産規程（昭和三十九年東京都水道局管理規程第二十一号）の一部

を次のように改正する。

- 第二条第四項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。
- 五 取水管理事務所

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十一号

東京都水道局工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局工事施行規程の一部を改正する規程

東京都水道局工事施行規程（昭和四十六年東京都水道局管理規程第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、当該事務のうち簡易なものは、当該事務を担当する課長代理に委任する。

第十八条第一項第二号中「承認等」の下に「（簡易なものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 施工担当課長代理は、前項第二号に掲げる事項のうち簡易なものについて必要な措置をし、工事を円滑に施行するよう努めなければならない。

第十九条第二項中「施工担当係長」を「施工担当課長代理」に、「あて」を「充て」に改める。

附 則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十二号

東京都水道局村山・山口ダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局村山・山口ダム管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局村山・山口ダム管理規程(昭和四十六年東京都水道局管理規程第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「村山山口貯水池管理事務所」を「羽村取水管理事務所」に、「村山山口貯水池管理事務所長」を「羽村取水管理事務所長」に、「あてる」を「充てる」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十三号

東京都水道局小作取水せき及び羽村取水せき管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局小作取水せき及び羽村取水せき管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局小作取水せき及び羽村取水せき管理規程(昭和五十五年東京都水道局管理規程第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「羽村取水所」を「羽村取水管理事務所」に改める。

第三条中「村山山口貯水池管理事務所長」を「羽村取水管理事務所長」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十四号

東京都水道局調布防潮せき管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都水道局調布防潮せき管理規程の一部を改正する規程

東京都水道局調布防潮せき管理規程(昭和四十一年東京都水道局管理規程第二十九

号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「羽村取水所」を「羽村取水管理事務所」に、「をとり」を「取り」に改める。

第十四条第一号中「羽村取水所」を「羽村取水管理事務所」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都水道局管理規程第三十五号

東京都工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程(昭和三十八年東京都水道局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、第二号様式及び第四号様式中

表を課長代理に改

める。

別記第五号様式中

給水番号	区	丁目	番号
所在地			

を

給水番号	区	丁目	番号
所在地			

に

改める。

別記第九号様式、第十号様式及び第十四号様式中

条長を課長代理に

改める。

附則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都工業用水道条例施行規程別記第一号様式、第二号様式、第四号様式、第五号様式、第九号様式、第十号様式及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ。

●東京都水道局管理規程第三十六号

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

東京都水道局長 吉田 永

東京都指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

東京都指定給水装置工事事業者規程(平成十年東京都水道局管理規程第十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第一号中「多摩水道改革推進本部調整部長」を「多摩水道改革推進本部技術調整担当部長」に改め、「職にある者」の下に「並びに管理者が指名した者若干名」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

